

議員との意見交換(平成25年11月 主要意見要旨)

頁	内容項目	意見要旨
—	住民投票制度の意義	住民投票は、市民の意思が補完的であれ、反映できることを具体的に伝えるべき。
		一番市民が関心を寄せるのは、住民投票条例ができることにより、どうなるのかということ。議会と市民との関係はどうなるのかも含めて、もう少し議論すべき。
		市民にとって住民投票は必要で、価値があるということを事例として説明すべき。
		住民投票条例を整備しない選択も可能なのか。自治基本条例の流れの中で整備しないとしないとしても、結果として時期尚早である。住民投票条例の制定は、国と並行してやるべき。
—	住民投票制度と市民参加制度との関係	早い段階で動きを封じるために住民投票が実施されるおそれがある。
		表層的な雰囲気による誘導や感性に訴えることが懸念される。
—	住民投票制度と間接民主制（議会制民主主義）との関係	住民投票は現行制度の中で位置付けられるため、最終的には議会と市長が判断して決める。住民投票制度を創設し、結果としての市民の意思は尊重するが、最終的にはそこまでという理解がなければ、市民からは批判ばかりとなる。住民投票には限界もあることを説明すべき。住民投票は濫発するものではない。
		住民投票条例と間接民主制（議会制民主主義）との関係の考え方を条文化すべき。実際には間接民主制が基本にあり、それを飽くまでも補完するものが住民投票である。
		住民投票は市長選挙と同程度の4万票の半数以上の結果であり、尊重であっても相当な重みと迫力がある。白紙委任されているわけではなく、政治的な判断としても重い。
		住民投票により施策までの期間が延びる可能性がある。議会制民主主義もあり、陳情、請願もある中で、住民投票制度を導入して行政を縛る必要があるのか。市民請求による住民投票の結果について、市民は最終的に責任は持てない。
		何でも住民投票ではなく、議会での審議もある。住民監査請求や他の違う手法もある。事例や判断材料をもう少し親切にしなければ、誤解してしまう。
2	常設型住民投票条例	常設型条例制定の目的は、議会や市長の意思と関係なく、市民が一定数の署名収集により住民投票が実施できるルールを作ること。常設型条例がなければ、個別型住民投票条例をその都度作らないと住民投票ができない。議会や市長の意思が市民と違うので市民から出されるのが住民投票であり、議会や市長の意思に拘束されずに住民投票の請求ができることに意味がある。

議員との意見交換(平成25年11月 主要意見要旨)

頁	内容項目	意見要旨
2	諮問型住民投票条例	<p>市長が意見を聴いて尊重したが、駄目と言ったらそれまでの話。市民の意見を本当に尊重するのであれば、諮問型ではなく、住民投票の結果を絶対のものにすべき。諮問型ではなく拘束型にするべき。</p> <p>諮問型と拘束型のこともしっかり説明すべき。結果どおりになるという期待を持つ。</p> <p>諮問型では結局、市長の政治姿勢が最後の結論に反映してしまい、住民投票の結果が市政に反映されない可能性がある。住民投票と相反する結論に市長が決断するのでは、住民にとっては意味がない。投票結果が本当に市政の運営に反映されることを担保して欲しい。尊重すると言いながら参考意見にならないよう、きちっと踏まえて進めて欲しい。</p> <p>住民投票制度を創設する市民のメリットがない。住民投票の結果をただの参考意見で終わらせるのかということ。住民投票の結果が実現されるのであればいいが、市長自身の政策と合わないときに、住民投票の結果と違うことができる制度ではいけない。</p>
2	住民投票の投票結果の尊重	<p>低い投票率における多数反対の場合の尊重が難しい。</p> <p>尊重義務を果たした、果たさないの基準が必要。諮問ではどうにでも解釈できる。参考にして、十分に配慮して尊重するというのは、よく分からない。</p> <p>住民投票の結果をただの参考意見で終わらせないよう、一定の要件を満たした場合に、結果が実現されるようにすべき。</p> <p>住民投票の結果が飽くまでも参考意見であれば、住民投票条例を作る意味はない。市民は自分たちの意見が形になると思い、住民投票の請求を行う。自分たちの意見が反映されると大きく勘違いさせる。</p>
2	行政の執行	<p>住民投票の結果に拘束されないものの、行政側は住民投票の動きを考慮する必要がある。</p> <p>市民請求は、請求により事務のタイミングを遅らせるために、議会議論が進行中であっても請求される可能性はある。行政側の執行は進めていきながら、住民投票による結論が出たときにどうするかということ。決まっている事務の手続は進めていくべき。</p> <p>行政の執行を止めるため、意図的に住民投票を請求する可能性もある。反対派が物事を遅らせたり先送りさせる手段として住民投票が悪用されることを防ぐべき。成立しないかもしれないが、行政を立ち止まらせ、停滞させるために手続を踏める。だから、住民投票の結果が出た時点では立ち止まるが、その前は、淡々と手続を進める必要がある。</p> <p>議会請求の動きをするだけで行政側の執行が止められるのはよくない。</p>

議員との意見交換(平成25年11月 主要意見要旨)

頁	内容項目	意見要旨
3	市政の重要な課題(全般)	住民投票の対象事項について、再編交付金の使途、錦岡出張所の消防署、救急車、中央図書館の問題などを具体的に対象事項に盛り込んでいけるのか。
		住民投票の対象事項には、条例の適用解釈の課題があり、行政側も議会側も議論すべき。具体的な効果が発揮できない条例になることを危惧する。
		住民投票の先例や具体的な案件、イメージが分からない。
		住民投票の対象事項について、もう少し親切に例を出すべき。苫小牧市における過去の様々な出来事、諸課題、この事案についてはなじむ、なじまないという基準を明確にして、説明するべき。
		苫小牧市とは関係あるが苫小牧市が主ではないようなものを住民投票として請求されることが予想される。市長や議会から出てくるものも多いと思う。今後、頻繁に住民投票が行われる可能性もあるのではないか。

議員との意見交換(平成25年11月 主要意見要旨)

頁	内容項目	意見要旨
3	市政の重要な課題(市の権限に属さない事項)その1	ITER(国際熱核融合実験炉)やIR(カジノを含む統合型リゾート)にしても、市は直接関係ないが土地の利用や許可は市である場合、市に関係がある。
		核廃棄物施設のようなものについては、市がやるものでなくても、市が許可や環境整備をしなければいけない。
		カジノ誘致は市との関わりがあり、住民投票の対象にはなり得る。国の案件なのでできないと言い切れるかどうか。
		誘致運動は、早い段階で住民投票で反対されて駄目になる可能性がある。
		誘致の反対は住民投票でできる。
		誘致の是非について住民投票できるとすれば、住民投票のハードルは低くなる。
		意思決定できないが市の権限として意思表示をする権限もある。市の全体の意見として要望、要望書のようなものを国政に提出すべきとの考えもある。
		市の意見が決定を左右するものであればいいが、国会が決めるべき話のものまで地方議会で議論するのはおかしい。陳情審議では、地方議員のレベルで議論してもどうにもならない案件まで出ている。意思表示はできるけれども、意思決定できないような案件がある。
		滑走路の延長、空港24時間の関連、米艦船の入港も権限がない。ITERや千歳川放水路は市に権限はないが、苫小牧市が揺れた大事件が住民投票の対象にならない。
		ITERは市の行政区域内の話であり、全く関係がないわけでもない。権限が国のものでも地元合意が必要なものもある。地元合意が必要なものについては、市に権限があるのか。何をもちて市の権限に属しているとするのかは、議論がある。
		千歳川放水路については、市に決定権はなかった。権限が国や北海道にあるとしても、市を二分して議論していることが住民投票の対象とならないと簡単に割り切れるか心配である。ITER、千歳川放水路のようなものだけでも対象に含める整理はできないか。
		地元の合意形成が必要であるということは、権限があるということにならないか。
土地の売却に市が反対すべき趣旨の請求は、市に土地の売却の決定権がなければ、対象事項にならないのか。市に権限はないが、市が土地を売却することにより市政に甚大な影響が与えられるとしても、対象とならないのか。		
市有地の売却案件は、使途が何であれ住民投票の対象にはならないと思うが、そのような請求ばかりが増えるのではないか。		
ITERの設置は、住民投票に匹敵する事案であった。原発建設の是非を住民投票でやった自治体もあり、住民投票を通じて直接的に反対の意思を国に申し述べることができた。行政素案ではIRについても住民投票できない。市の権限に属さない国の制度であっても対象とすべき。		

議員との意見交換(平成25年11月 主要意見要旨)

頁	内容項目	意見要旨
3	市政の重要な課題（市の権限に属さない事項） その2	<p>カジノの問題は、地元の理解が前提である。市に権限はないにしても、住民の意見を住民投票で分かりやすく示すことができる。自治体に権限がなくても、意思表示できる仕組みを残す必要がある。</p> <p>苫小牧市に原発や放射性廃棄物処分場のような施設を作る場合には、直接的な利害関係が発生する。国で決めたことであっても、後で取り返しの付かないことになる。</p> <p>苫小牧市に米軍の基地を作る国の方針が出て、住民が大反対しても住民投票できない。国が実施することに対して、市として住民の意見を聴いた上での反論は自治体として必要である。国が決めたのだから仕方がないという考え方は、住民投票条例として正しいあり方でない。</p> <p>反原発運動や泊原発の再稼働など、事故があれば苫小牧市全域にも関係があるので泊原発を再稼働させないと言われればそういう気もするが、ただ、苫小牧のことではないようなものもある。そういう、どちらにもとれる対象事項も市長の判断だけでいいのか。</p>

議員との意見交換(平成25年11月 主要意見要旨)

頁	内容項目	意見要旨
3	市政の重要な課題(専ら特定の市民又は地域に関する事項)	<p>市民は建設費用やソフト事業、ランニングコストを考慮せずに施設を望む場合もあり、それも踏まえて住民投票を考えなければならない。ただ、賛否だけ問うのでよいのか。</p> <p>市民会館の建設場所のようなものも、住民投票の対象となるのか。一小学校は一部地域の話であるが、市民会館、総合体育館、図書館は全市的に一つの施設の話である。地域にとっては小さな一施設でも重要であり、重要な案件の物差しを決めるべき。まち全体の17万市民のことを物差しとするのか、一地域のことまで考えてやるのか。特定の地域が優遇されれば、一部の地域から住民投票の案件が出されたときに、まちが分断されることもある。市民会館、学校など、色んな施設があるのに何を基準にするかが全然出ていない。基準を明確にすべき。</p>
5	住民投票の投票資格(年齢要件)	<p>高校は基本的に義務教育化しており、現に扶養されている。義務と権利とはイコールで、税を納めて権利を主張すべきであり、年齢要件を18歳にすることには反対。</p> <p>国民投票、選挙権とセットでない限り、年齢要件を18歳にすることに反対。地方自治制度にはない住民投票で権限を与え、条例で法律を逸脱するような制度で意思を尊重することにはならない。</p>
5	住民投票の投票資格(永住外国人)	<p>地方から外国人に選挙権のようなものの門戸を広げていくことに反対。経済活動をしてその利潤に応じて税金を払うというのは、納得してもらえない。</p> <p>日本には日本のルールがあり、それが嫌なら国籍を変えればいいこと。外国人を資格者に含めるべきではない。</p>
6	住民投票の請求及び発議とその処置(市民請求、必要署名数1/4以上)	<p>住民投票制度の創設により、組織力のあるところはずぐに住民投票を行うことができるので、濫用が心配される。</p>

議員との意見交換(平成25年11月 主要意見要旨)

頁	内容項目	意見要旨
6	住民投票の請求及び発議とその処置(議会請求、議決事件)	<p>議会請求はハードルが低い。</p> <p>議案提案の12分の1は緩い気がするが、厳しくすると地方自治法に抵触するという議論もあり、12分の1提案と過半数議決は仕方がない。</p> <p>組織が大きくなると署名収集は難しく、議会請求の濫発が心配である。住民受けを狙った提案もできるため、市民請求だけにすべき。</p> <p>議会請求の事案はあまりないが、議案が通りそうにない場合に意図的に住民投票提案が使われる可能性はある。</p> <p>議会請求の議案の否決を前提として、事案の内容ではなく作弄的なムード作りや宣伝を目的とすることがあり得る。</p> <p>議会と市長が濫用しないという前提はない。カジノ誘致に関する住民投票議案を毎回否決することが起こり得る。議会請求の制度があれば、やると思う。</p> <p>何かあれば市長不信任や議会解散すればいい。議会請求はハードルが低く、駄目でももとの提案での濫発も可能である。議会請求と市長発議は外した方がいい。請求権は市民側にあればいい。</p> <p>議会請求、市長発議は不要である。議会も市長も権限を持っている。市長は自分で信を問うべき。</p> <p>議会請求は議員の12分の1で請求できる。3人は軽い。請求が決定するのは過半数であるが、議会からの議案提出は話題にはなる。</p> <p>議会からの請求は条例提案と同一の要件であり、これでいい。条例案や予算の修正案を提出するのと同じ。</p> <p>議会からの請求は対立事項がある度に提出され、それを否決する手続が生じる。住民投票議案が議会から頻繁に提出されるのではないか。</p>
6	住民投票の請求及び発議とその処置(市長発議)	<p>市長は自ら発議しない。市長の場合は解散や再度の市長選挙である。市民請求だけにすべき。</p>

議員との意見交換(平成25年11月 主要意見要旨)

頁	内容項目	意見要旨
6	議会と市長のチェック関係	<p>市長自らの発議と予算の専決処分、市長の再議権の関係について。</p> <p>住民投票は尊重に留まるため、市長発議に議会のチェックは不要である。</p> <p>議会からの請求は住民投票請求の議案を可決した後に市長に再議権がある。市長自らの発議に議会の同意を与えることを条件にすべき。議会の請求は市長がチェックできるため、市長自らの発議は市議会がチェックする必要がある。</p> <p>議会請求は市長に拒否権があっても再議決で住民投票は可能。市長自らの発議の場合は議会が同意しないと駄目だとする制度設計がどうかを考えるべき。</p>
—	市民周知	<p>住民説明会で市民から直接声を聴き、意見を把握することをもう少し違う形でやって欲しい。</p> <p>まちかどミーティングを含めて、様々な機会でも市民からの理解が得られるよう進めるべき。</p> <p>住民説明会が市内2、3か所では少ない。</p> <p>住民投票制度についても色々なアイディアにより周知すべき。</p> <p>素案をコミセン、市役所に設置したり、広報で周知するなど、素案をPRすべき。</p> <p>広報とまこまいには一度も掲載されていない。PRの在り方も含めて検討すべき。</p>
—	分かりやすく	<p>住民投票制度は市民に理解してもらうことが重要である。役所言葉というか固い言葉を並べて説明しても理解できないし、議員にとっても分かりにくい。もっと分かりやすい内容で説明をしっかりとやって欲しい。</p> <p>分かりやすい素案でパブリックコメントをすべき。</p> <p>市民は行政用語に慣れていないため、資料は分かりやすくすべき。</p> <p>色んな情報、分かりやすいデータの中で議論すべき。全国の導入状況、国や道の動向、地域性もある。もう少し議論と時間を重ね、他市の状況や情報も確認しながら意見集約し、慎重審議すべき。</p> <p>全国の事例や苫小牧市で想定できる事例により議論し、討議の仕方にも工夫が必要。</p>